

## 公益社団法人やどかりの里への寄付の扱い

公益社団法人やどかりの里への寄付は特定公益増進法人への寄付として、所得税、相続税、法人税の税制上の優遇措置があります。一定額までの寄附であれば「税額控除」の方が確定申告により控除される金額は大きくなります。どちらの控除を適用するかは、確定申告を行う際に選択できます。

### 《税額控除》

寄付金額から 2,000 円を差引いた額の 40%を所得税額から控除できます。(但し所得税額の 25%が上限)

### 《所得控除》

当該寄付金の額(所得の40%を限度とする)から2,000円を差引いた額から所得を控除できます。  
詳しくは国税庁ホームページを参照ください。

下記の申込書を事務局宛ファックスまたは mail の上、ご入金ください。後日領収書及び「税額控除に係わる証明書」をお渡しいたします。

⇒ F A X 0 4 8 - 7 4 7 - 7 0 3 0

E m a i l honbu@yadokarinosato.org

### 寄 付 申 込 書

公益社団法人やどかりの里が公益目的事業を行うための費用として次の通り寄附をします。

1. 用途は定めない
2. 日本健康福祉政策学会埼玉学術大会のため
3. やどかり農園活動のため
4. その他 ( ) のため)  
(いずれかに ○ をしてください)

年 月 日

円

お名前 \_\_\_\_\_

ご住所 〒 \_\_\_\_\_